

## 個人情報に係る事務処理誤り等の公表に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、個人情報の保護に関する事務取扱要綱で定める実施機関が取り扱う個人情報に係る事務処理誤り等発生時の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。
- (2) 受託者 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者をいう。
- (3) 事務処理誤り等 要綱第3の3(4)に規定する事務処理誤り等をいう。

(事務処理誤り等発生時の報告)

第3条 所属等の長は、事務処理誤り等（受託者による当該所属当が所管する業務における事務処理誤り等を含む。以下同じ。）が発生したときは、直ちに総務課長に別記様式による報告票（以下「報告票」という。）により所定の必須事項を報告しなければならない。

- 2 前項の報告の内容に修正が生じた場合には、その都度、総務課長に報告票により報告しなければならない。
- 3 前2項に定める報告のほか、所属等の長は再発防止策を策定度、速やかに事務局長に報告票により最終報告を行わなければならない。

(公表の対象)

第4条 事務処理誤り等が発生したときは、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公表とすることができる。

- (1) 個人の生命、身体、財産の安全を侵害するおそれが認められるとき
- (2) 捜査及び裁判に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (3) 被害者が公表を望まない意思を明確に示したとき
- (4) 職員の個人情報に係る事務処理誤り等であるとき
- (5) 上記(1)から(4)までの各号には該当しないが、非公表とすることに相当の理由があると認められるとき

(一括公表)

第5条 前条に規定する公表を行うときは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 総務課長は、第3条第1項の規定により提出された報告票をもとに公表する資料を作

成し、当該資料を本組合ホームページへ掲載の上、公表を行う。

(2) 前号の公表は、毎月9日（9日が本組合の休日（大阪広域環境施設組合の休日を定める条例（平成27年条例第1号）第1条に規定する日）に当たるときは、本組合の休日の前日）を行う。

（個別公表）

第6条 前条に定める公表のほか、発生した事務処理誤り等が別表に掲げる要件のいずれかに該当するときは、個別に公表することとし、総務課長は個別に公表する資料を作成し、当該資料を速やかに本組合ホームページへ掲載の上、公表を行う。

（施行の細目）

第7条 この要領の施行について必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別表（第6条関係） 要件	(1) 10人以上の個人情報に係る事務処理誤り等があったもの (2) 今後、被害拡大のおそれがあるもの (3) 業務懈怠等、著しく不適切な事務処理があったもの (4) その他個別公表すべきと判断するもの
--------------	--

別記様式 省 略